

伊勢市環境基本計画改定支援業務委託プロポーザル参加仕様書

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

伊勢市環境基本計画改定支援業務委託

(2) 業務目的

第3期伊勢市環境基本計画（令和2年3月策定、令和5年3月一部改定）は、伊勢市地球温暖化防止実行計画を内包した計画としており、令和2年度から令和11年度までを計画期間とし、令和6年度には計画の中間見直しを行うこととしている。

令和2年3月の計画策定後、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化するとともに、プラスチック資源循環促進法の施行による分別・再資源化の促進や、気候変動適応法の改正を受けての適応策の推進、生物多様性国家戦略2023-2030で示されたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けた取組など、より一層の環境施策の推進が求められている。また、今後新たに策定される国の第六次環境基本計画を踏まえた計画とすることが重要となっている。

第3期伊勢市環境基本計画と内包する伊勢市地球温暖化防止実行計画は、国の脱炭素の動向を踏まえ令和5年3月に一部改定を行ったところであるが、令和6年度の中間見直しでは、現行計画における取組の成果や課題、市民・事業者の意向を考慮し、市の上位計画や関連計画との整合性を図り、国内外の環境を取り巻く情勢に対応した計画とするために改定を行う。また、今回の改定において、伊勢市気候変動適応計画を内包する。

- ・伊勢市環境基本計画（伊勢市環境基本条例第8条、環境基本法第7条）
- ・伊勢市地球温暖化防止実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項、第2項）
- ・伊勢市気候変動適応計画（気候変動適応法第12条）

(3) 改定方針

①現行計画において設定した計画期間・対象範囲・対象区域は変更しないこととする。

- ・計画の期間 令和2年度～令和11年度
- ・計画の対象範囲
低炭素社会分野…地球温暖化、エネルギー等
循環型社会分野…廃棄物、水循環等
自然環境分野…生物多様性、有害鳥獣、外来生物、森林、農地、水環境等
生活環境分野…歴史、文化、公害、衛生、美化、景観、ペット、バリアフリー等
- ・計画の対象区域 伊勢市全域

②現行計画において掲げた「めざす環境像」及び「基本方針」については踏襲することとする。

③現行計画に掲げた「基本目標」「施策の方向性」「施策」「主な取組」について、市民・事業者の意向、環境を取り巻く情勢の変化、国の第六次環境基本計画、三重県環境基本計画、第3次伊勢市総合計画中期基本計画など、上位計画・関連計画との整合等を勘案して見直すこととする。

(4) 業務期間

契約日から令和7年3月24日まで

(5) 業務内容

① 業務実施計画書の作成

業務を計画的に進めるため、委託者と協議の上、業務内容や作業スケジュール等を明確にした業務実施計画書を作成する。

② 環境に関する基礎調査の実施

環境の現状について、現行計画の基本目標に沿って整理するとともに、近年の環境を取り巻く情勢の変化に関する評価や課題抽出を行う。

ア 社会経済的条件の整理

計画改定の前提となる伊勢市を取り巻く社会経済的條件、及び近年の環境を取り巻く情勢の変化に関する評価や課題抽出を行う。

イ 環境の現況整理

社会環境や自然環境、生活環境の変化、市民による環境保全活動の状況等について整理する。

ウ 関連計画等の整理

国や県、市が策定している上位計画及び関連計画、関係法令を収集し、環境基本計画に関連する事項を整理する。また、環境基本計画の位置づけを体系図として整理する。

③ 市の施策整理

市の環境関連の施策及び事業について整理する。

ア 現行計画の進捗状況の分析

現行計画に掲げる環境施策・分野横断的取組の進捗状況を調査し、社会情勢、実現可能性、市民・事業者ニーズ等との整合を図った上で成果と課題を分析する。

イ 既存資料調査

現行計画の施策及び取組のほか、第3次伊勢市総合計画中期基本計画・第3次伊勢市総合計画実施計画、関連計画等の既存資料を収集し、環境に関連する施策及び取組について整理する。

ウ 各課調査に基づく現況把握

②及び③ア、イの結果を踏まえて、環境関連施策や事業の実施状況、課題、見通し等について把握する。

④ 環境課題の整理及び基本目標の設定

②、③及び委託者が提供する令和5年度に市が実施した市民・事業者・大学生アンケートの結果を踏まえ、伊勢市における環境課題を整理する。また、市民・事業者の意向、環境を取り巻く情勢の変化、上位計画・関連計画との整合等を勘案して基本目標を設定する。

⑤ 評価指標及び数値目標の設定

環境課題の解決及びめざす環境像・基本方針・基本目標の達成に向けて、分析、評価、理解しやすい評価指標及び数値目標を設定する。

また、伊勢市地球温暖化防止実行計画の区域施策編及び事務事業編に関し、温室効果ガス排出量の将来推計を、追加的な対策実施を見込んで推移したケースについて算出し、削減量の根拠を示す

とともに削減目標を設定する。なお、温室効果ガス排出量の現況推計及び追加的な対策実施を見込まないまま推移した現状趨勢ケースについては、委託者が提供する令和 5 年度に市が算出した数値を使用する。

⑥ 環境施策及び各主体の役割等の設定

改定後の計画に記載する市の環境施策、市民や事業者の取組について整理する。

また、環境施策の整理にあたっては、環境分野に限らず経済・社会等の分野にも便益をもたらす、課題解決につながるコベネフィットの考え方を整理し、より効果的な取組を目指すこととする。

ア 施策体系の設定

現行計画を参照しつつ、②～⑤の調査結果や目標設定等を踏まえ、伊勢市環境基本計画の中に伊勢市地球温暖化防止実行計画及び伊勢市気候変動適応計画を内包した改定後の計画の施策体系を設定する。

イ 市の施策の方向性・施策・主な取組の整理

改定後の計画の計画期間中に実施する市の環境施策について整理する。

ウ 市民や事業者の役割の検討

市民や事業者が取り組むべき事項を整理する。

エ 計画の推進方策の検討

計画の推進体制、進行管理の方法等について設定する。

⑦ 計画書（案）の改定支援

上記検討結果を踏まえ、計画書（案）の作成を行う。

- ・令和 6 年 7 月下旬までに計画書の素案
- ・令和 6 年 10 月中旬までに計画書の案
- ・令和 7 年 1 月下旬までに計画書の最終案

⑧ パブリックコメントの実施支援

市民の意見を計画に反映させるために令和 6 年 12 月に実施するパブリックコメントにおいて、パブリックコメント用計画書（案）のデータ作成、計画書（案）への意見に対する回答作成、市民意見の計画への反映等について支援する。

⑨ 計画書の取りまとめ・印刷データ作成

改定後の計画の最終案を取りまとめ、計画書として公表するための編集及びデザイン・レイアウト、校正作業を行い、校了済 PDF、Microsoft Word データを作成する。

また、計画書の内容を簡潔にまとめた概要版についても同様とする。

⑩ 各種会議の運営支援等

伊勢市環境審議会に出席し、委託者の会議運営を支援する。

また、審議会の開催にあたり、改定スケジュールに沿った会議資料のデータ作成を行うとともに、各会議の結果を整理し、議事録を作成する。

なお、審議会は年間4回（令和6年7月・令和6年8月・令和6年9月・令和7年1月）開催を想定する。

⑪ 打合せ協議の実施等

業務着手時（令和6年6月）及び業務完了時（令和7年3月）に対面により、また中間時（令和6年7月頃・令和6年8月頃・令和6年9月頃・令和6年10月頃・令和7年1月頃の計5回程度）にオンラインにより、打合せ協議を実施する。なお、打合せを実施した場合は受託者がその都度打合わせ記録を取りまとめ、記録票を委託者に提出する。

⑫ 計画検証ツールの作成

計画改定後に計画を検証、評価可能なツールを作成する。また、区域施策編の進行を適切に管理するための温室効果ガス排出量算定ツールを構築する。ツールについては、Microsoft Word、Excel等、市で管理（編集、二次加工等）が可能なものとする。

（6）成果品

業務完了後、受託者は次の成果品を提出すること。

ア 業務報告書	1部
イ 業務報告書の電子データ	1部
ウ 環境基本計画書の電子データ	1部
エ 環境基本計画書概要版の電子データ	1部
オ 温室効果ガス排出量（削減対策実施）の算定データ	1部
カ 計画検証ツールの電子データ	1部

※電子データについて、イはPDFデータ、ウ・エはPDF及びMicrosoft Wordデータ、オ・カはMicrosoft Word・Excel等の市で二次加工可能なデータとする。

（7）委託料の支払いについて

委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。なお、契約保証金は、免除する。

（8）業務上の留意事項

- ①プロポーザルにおける企画提案書の内容について、市と協議の上、実行すること。
- ②着実な業務進行がなされるよう、工程管理を的確に行うこと。
- ③本業務の納入成果品は、市が著作権を有するものとし、受託者は市の承諾なしに他に公表及び貸与、使用してはならない。また、納入成果品のうち、従前より受託者又はその仕入先が著作権を有するものについては、著作権は保留されるが、その翻案等により発生した二次的著作物の著作権は本市に帰属されるものとする。
- ④本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補足その他必要な措置を行うものとし、これに対する費用は受託者の負担とする。
- ⑤本業務の履行の結果、受託者の責に帰すべき理由により市に対して損害を与えた場合は、そ

の賠償の責めを負うものとする。

⑥個人情報保護に関する法律を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密事項を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

⑦本仕様書に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合又は本仕様書により難い事由が生じた場合は、市と速やかに協議をし、その指示に従うものとする。

2. プロポーザル実施スケジュール

入札情報 HP 掲載	令和 6 年 4 月 8 日 (月)
参加申込期限	令和 6 年 4 月 22 日 (月) 15:00 まで
質疑受付期限	令和 6 年 4 月 23 日 (火) 15:00 まで
参加資格確認通知	令和 6 年 4 月 23 日 (火)
質疑に対する回答	令和 6 年 4 月 26 日 (金)
企画提案書の提出期限	令和 6 年 5 月 20 日 (月) 15:00 まで
プレゼンテーション	令和 6 年 5 月下旬予定 (日時、場所は追って連絡)
結果公表	令和 6 年 5 月下旬予定

3. 提出を求める書類等について

(1) 提出書類

用紙サイズは、A4 サイズとする。ただし、図面等については、A3 サイズも可能とする。

企画提案は 1 者 1 案、提出部数は各 8 部とする。

事業者名及び個人名が特定できる事項 (写真含む) を記載しないこと。

① 企画提案書 (様式自由・15 ページ以内 (表・裏表紙、目次を除く))

【必須項目】

- ・本業務実施企画概要
- ・本業務に対する取り組み姿勢や考え方、遂行能力について
- ・伊勢市における環境の現状及び課題の整理について
- ・国内外における環境の現状及び課題の整理について
- ・伊勢市の環境課題解決に向けた基本目標及び施策の設定の考え方について
- ・評価指標・数値目標の設定の考え方について
- ・温室効果ガス排出量の削減量及び目標設定の考え方について
- ・改定後の計画の検証方法について

【任意項目】

- ・独自提案と見込む効果

② 業務実施能力に関する資料 (企画提案書とは別葉のこと。10 ページ以内)

ア 業務実績 (事業者)

過去 3 年間において、市町村の環境基本計画、地球温暖化防止実行計画等、環境分野における計画策定業務の実績について、実施年度・業務名・業務発注者名・業務概要を記載すること。

イ 業務実績 (責任者、担当者)

受託の際、本業務に携わる予定の責任者及び担当者の実績等について記載すること。

また、それぞれの知識経験に基づく本業務に対するPR文を400文字以内で記載すること。

ウ 業務実施体制

本業務を実施する際の業務体制について、担当者数、役割、役職、資格等を含めて記載すること。業務実施責任者、業務実施担当者の本業務への専任度合いについて、手持ち業務金額及び件数で記載すること。

③ 費用に関する資料（企画提案書とは別葉のこと。）

見積書は、項目別に単価等の算出根拠も明記し、記名・押印の上、封筒に入れ封印し、提出すること。

（２）提出書類に関する留意事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ① 本プロポーザルに参加する資格の無い者が提案したとき。
- ② 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- ③ 企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- ④ 提案見積書の金額、住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱、又は判読しがたい提案見積書及び金額を訂正した提案見積書を提出したとき。
- ⑤ 契約上限額を超える見積金額の提案があったとき。
- ⑥ その他、市があらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

（３）提出期限

令和6年5月20日（月）15:00まで ※伊勢市環境生活部環境課必着

（４）提出方法

持参又は書留郵便

（５）企画提案書等提出先

「8 担当課」

4 質疑応答

質疑応答の取り扱いについては、下記のとおりとする。

（１）質疑の方法

- ① 「8 担当課」宛てに「質疑書」を電子メールに添付して行うこと。質疑に必要な資料等がある場合は、あわせて添付すること。

電子メール件名：【質疑】伊勢市環境基本計画その1－提案者名

質疑書添付ファイル名：【質疑】伊勢市環境基本計画その1－提案者名.doc

- ② 2件目以降の質疑については、その2、その3のように件名、ファイル名を変更すること。
- ③ 質疑メールの本市への到着確認を「8 担当課」まで電話にて行うこと。

(2) 質疑受付期限

令和6年4月23日(火) 15:00まで

(3) 質疑に対する回答

令和6年4月26日(金)までに提案者全員に対し、全ての質疑の回答を電子メールにて通知する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

5 プレゼンテーション・選定・委託契約について

(1) プレゼンテーション

- ア 実施日時 令和6年5月下旬予定(日時、場所は追って連絡)
- イ 実施時間 1事業者につき、40分以内(説明20分、質疑応答20分程度)
- ウ 順番 プロポーザル参加申込を受領した順
- エ 説明者 本委託業務全体の実務を担当するプロジェクトリーダー1名
(出席者数は3名までとする)

オ その他

- ・提出した企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料、提案は認めない。
- ・プロジェクト及びスクリーンの使用は不可とする。
- ・参加申込者の事業に関する情報を公開することにより、権利・競争上の地位、その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。
- ・選定結果に対する異議申し立てについては一切受け付けないため、了承した上でプロポーザルに参加すること。

(2) 選定結果は、本プロポーザル参加者全員に文書にて通知する。

(3) 契約内容の詳細については、企画提案内容も含めて十分協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、当該事業者に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。また、協議が調わない場合には、契約できない場合もある。

(4) 契約保証金は、免除する。

6 契約上限額 8,000,000円(税込額)

7 その他

(1) 各種提出書類の作成・提出、プレゼンテーション等提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類等の受付後の内容変更は認めない。

(3) 現行計画は、伊勢市のホームページからダウンロードすること。

- ・伊勢市環境基本計画(伊勢市地球温暖化防止実行計画を含む)

(アドレス) <https://www.city.ise.mie.jp/kurashi/kankyo/hozen/1009005.html>

(4) 提出された提案書類等は、返却しない。

(5) 提出された提案書類等については「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となる。従

って、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。

- (6) 参加表明後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を提出すること。
- (7) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は失格とする。
- (8) 市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。
- (9) 提出書類の著作権等の取り扱いについては、提案者に帰属する。
- (10) 個人情報の保護に関する法律、伊勢市契約規則をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。

8 担当課

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市環境生活部 環境課 温暖化防止推進係 担当者 村田
TEL:0596-21-5540 FAX:0596-21-5522
E-mail:kankyo@city.ise.mie.jp